

※新型コロナ特例貸付の返済でお悩みの方のご相談は無料です。



法律相談料無料※
(2024年3月31日まで)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

「新型コロナ特例貸付」の返済で お悩みの方

弁護士に相談しませんか？

—あなたのお住まいのお近くの弁護士が相談をお受けします—

たとえば

償還免除を受けられなかったけれど返すめどがたっていない...

貸付金の返済だけでなく元々の債務もまだ残っている。どうしよう...

などなど

特例貸付のほか金融機関などからの借金もある場合、「任意整理」「自己破産」「個人再生」などの手続きを行うことで生活を立て直す方法があります。

弁護士紹介をご希望の方は



【インターネットでのお申込み】(24時間受付)

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/syokai/tokurei.html>



【お電話でのお申込み】

(月曜日・水曜日 午前10:00～午前11:30(祝日除く))

※東京弁護士会が運営する弁護士紹介センターに繋がります。

03-3581-7716

(通話料金が発生します)

○お申し込み後、3～5営業日ほどで担当弁護士から適宜の方法でご連絡いたします(メール、郵送、電話等)。

○担当弁護士と日程調整をしていただき面談またはオンライン相談を行ってください。

○相談料は無料です。(弁護士に手続き等の依頼をした後の費用は有料です。金額については担当弁護士にご相談ください。)

